

令和2年12月25日

犬山市長 山田 拓郎 様

犬山市国民健康保険運営協議会  
会長 久世 高 裕



犬山市国民健康保険税の税率改定について（答申）

令和2年8月3日付けで諮問のありましたこのことについて、別紙のとおり答申します。



## 答 申

本市の国民健康保険税については、平成30年度から始まった国の制度改革に伴い、隔年で保険税率の改定を行ってきたが、初年度及び令和元年度の決算の分析から、改めて大きな財政変動を受けたことが判明した。

このため、最終的には、あと約2億円の歳入増が必要であり、これを保険税負担に求めた場合、約20%の負担増となることも明らかとなった。

犬山市国民健康保険運営協議会としては、令和3年度の国民健康保険税の税率等について、これまでの議論を踏まえ、下記の5点を基本として改定するように答申する。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の経済活動への影響を考慮し、税制改正（基礎控除額引き上げ）の影響による減収分を補う性格のもので、いたずらに増税を求める趣旨のものではない。しかし、今後の急激な負担増を少しでも回避するため、最低限の増税は必要と判断し、減収分増も含め、全体で1%の負担増とした。また、所得に応分の負担を求めるという観点から、賦課限度額については、法定額まで引き上げることとした。

なお、諮問にあった「18歳以下の子どもの均等割負担の軽減の検討」については、保険税の減免以外の方法も含めて2回の協議を行ったが、今年度の議論では、制度創設を求める意見は少数であったことから、本答申では言及していない。



### 記

1. 今回の税率改定においては、来年度課税の所得に影響する「基礎控除引き上げ」に伴う保険税減収分を補う分を基本として、所得割率を引き上げる。
2. 賦課限度額は、現行の法定限度額まで引き上げる。
3. 国民健康保険事業基金約6億円を活用することにより、市独自の激変緩和施策を実施しながら、財政運営が安定するところまで、段階的に保険税負担を引き上げる。
4. 市独自の激変緩和施策については、複数年度にわたって実施する。
5. 激変緩和期間は令和5年度を目途とし、期間中については、国民健康保険特別会計の財政状況や国・県の動向などを踏まえ、毎年税率等を検討する。

#### <税率等の改定参考値>

税区分		所得割	均等割額	平等割額	賦課限度額
基礎課税 (医療)分	改定前	5.70%	18,960円	18,240円	610,000円
	改定後	<b>5.85%</b>	18,960円	18,240円	<b>630,000円</b>
後期高齢者 支援分	改定前	2.35%	9,360円	8,640円	190,000円
	改定後	2.35%	9,360円	8,640円	190,000円
介護納付金分	改定前	1.61%	8,160円	6,240円	160,000円
	改定後	1.61%	8,160円	6,240円	<b>170,000円</b>